

令和7年 富士見町 条例

第 22 号

富士見町給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月3日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町条例第22号

富士見町給水条例の一部を改正する条例

富士見町給水条例(平成9年富士見町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。